

兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 第8号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

ページ

- 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（市町振興課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（規則第11号）

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、同条例の引用条文を改める等規定の整備を行うこととした。

規 則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第11号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表43の項中「本則の表64の2の部」を「本則の表65の部」に改め、「昭和39年法律第134号）」の右に「第17条に規定する福祉手当の支給について特別児童扶養手当等の支給に関する法律」を加え、「又は第2項」を「若しくは第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。